

ハローワーク京都七条『1on1 企業マッチング』のご利用について

ハローワーク京都七条

ハローワーク京都七条では、1Fセミナールームにて会社の方から直接PRをしていただく「1on1 企業マッチングコーナー」の設置サービスを行うこととなりました。

以下の利用案内をご覧ください、ご検討ください。

1 お申込みいただける会社の条件は？

- ・ハローワークに求人を出しているが、なかなか充足しない状況であること
- ・原則として、就業場所が下京区・南区・東山区・山科区・長岡京市・向日市・大山崎町の有効中求人をハローワークに提出していること

2 「会社」はどんなことが出来るの？

- ・ハローワーク京都七条の1Fセミナールームに机・椅子を設置して、来所した求職者に声かけをして、業界・職種・会社等についてのご説明をしていただくことが可能です。
- ・説明時には、会社・求人の説明だけでなく業界の説明も併せてお願いします。
- ・原則として、求職者の個人情報の収集や面接はできません。
- * ハローワーク紹介状をもらっていない状態での個人情報収集は絶対に行わないでください。***
- 求職者へのお声かけは会社から行っていただきます。窓口から必ずご案内するという事は出来ませんので、ご了解ください。強引な勧誘や、個人情報を記載するアンケート等への記載依頼もおやめください。
- * 希望される求職者には「1on1 企業マッチング参加証明書」をお渡しください。**(当日、職員が事前にご担当者様にお渡しします。失業手当受給中の場合、求職活動実績(1回分)として認定さ

れます。)また、求職者が職業相談や求人への紹介を希望された場合は、1F受付へご誘導くださいますようお願いいたします。

3「1on1 企業マッチング」の申込み方法は？

・ハローワーク京都七条のホームページ

(https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00995.html)から『ハローワーク京都七条「1on1 企業マッチング」利用申込書』をダウンロードいただき、すべての項目を記載の上、以下、申込先メールアドレスにご連絡願います。

申込先メールアドレス：kyonanamatching@mhlw.go.jp (京都七条所1on1企業マッチング担当専用アドレス)

また、翌月の予約は前月の1日以降受け付けし、10日に締め切ります(閉庁日である場合はその翌稼働日)。

※先着順ではありません。また、当日はご担当者様2名でお越しく下さい(1名のみの場合、ご参加いただけません)。

・全体的な業種や職種のバランス、過去の1on1企業マッチング参加回数等について公平性を考慮した上で、ハローワーク側で参加事業所を決定いたします。

・毎月25日までに、参加可能事業所のみメールで通知いたします。

・参加時間・回数等について

午前(9:30~12:00)または午後(14:30~17:00)、1社で利用。

事業所側のブース内の人数(説明者)は1名でお願いします。ほか1名の事業所ご担当者様につきましては、参加求職者の誘導や番号札(ハローワークにてあらかじめ用意)等を使用しての順番管理をお願いいたします。受付時間について、午前は9時~、午後は14時~となります。午前であれば9:30前に、午後であれば14:30前に求職者の受付をした場合は説明を開始していただいても構いません。参加求職者お一人あたりの説明時間は最長20分程度でお願いします(ただし、待ち人数がおらず、求職者が時間の延長について了解が得られた場合は、説明時間の延長をしていただいても構いませんが、途中で待ち人数が発生した場合は、早急に説明を終了していただきますようお願いいたします)。

※ハローワーク京都七条の職員は、参加求職者の予約管理や当日運営は行いません。

4 当日の設営等について

・原則として机、椅子、パーティション、周知看板の位置のみ事前にハローワーク職員が設置いたします。その他ののぼり・ポスター等の設営はハローワーク職員立ち会いの上、事業主様ご自身でお願いします。ポスターや看板等については、通行の妨げとなるもの、PRコーナー設置の意図と合わないようなものについてはお断りすることがあります。

・求職者への配付物がある場合は、ハローワーク京都七条に当日開始前に、必ず1部ずつ見本を提出してください。

・電源をご利用いただくことは出来ません。必要に応じバッテリーをご持参ください。

・利用時間終了後は、1F受付に実施報告書をご提出いただきお帰りください。

5 その他

・多くの事業主様より1on1企業マッチングのご参加希望を頂く可能性もあるため、参加のご希望に沿えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。何卒よろしくお願い申し上げます。

・当日、求職者から応募を希望された場合や、当日以降に求職者から直接事業所様あてに応募希望の連絡があった場合は、必ずハローワークに紹介相談・連絡をし、紹介状をもらうよう案内してください。

・こちらに記載していることや、ハローワーク京都七条からの要請・注意に従っていただけない場合は、今後の利用をお断りすることがあります。

・ご不明な点は下記までお問い合わせください。

ハローワーク京都七条 職業相談部門 075(341)8609 #42